

「2013年度税制改正に関する要望」を公表

長引くデフレ経済による税収の落ち込み等により、公的債務残高がGDP比ですでに200%を超える(図)など、わが国の財政は危機的な状況にある。財政再建はまさに待ったなしの正念場である。現行の危機的状況を回避する術は一つしかない。それは「膨張する社会保障費の抑制」「消費税率引き上げによる安定財源の確保」「成長戦略の着実な実行」を、三位一体で同時に実行することである。この点をふまえて「2013年度税制改正に関する要望」を経済財政委員会を中心に取りまとめ、8月7日に発表・建議した。

三位一体の改革実現のために

三位一体での改革実現のためには、税制面において、次の5つの対応が必要である。

- ①税の直間比率を見直し、法人税などの直接税から消費税などの間接税に軸足を移す(表)。あわせて、経済成長につながる法人税減税を実現する。
- ②年金制度抜本改革とあわせ、基礎年金は消費税を中心とした全額税方式へ段階的に移行する。
- ③年金、医療、介護および生活保護などの社会保障費の削減を先送りしない。2020年度までに消費税率を少なくとも15%まで引き上げる。
- ④国内で研究開発や設備投資を行う企業を、研究開発税制や投資減税、個人消費促進・内需拡大につながる税制措置によって支援する。
- ⑤グローバル展開する企業の二重課税問題や租税条約等国際課税の課題、主要各国との法人実効税率の格差などを是正する。

要望の概要

1. 財政再建を支える税制改正

(1)消費税率(2015年10月まで)

- ①消費税率の5%引き上げ
まずは消費税率の5%引き上げを

着実に実行すべきであるが、社会保障給付費の大幅な削減が大前提である(※消費税率の5%引き上げについては、8月10日に法案成立)。

②共通番号制度と合わせた給付付き税額控除制度の早期導入

消費税率引き上げに伴う低所得者層への配慮として「給付付き税額控除制度」を導入すべきである。そのためには、正確な所得の捕捉により、確実な税額控除を実現することが必要であり、税と社会保障の共通番号制度の導入が不可欠である。

③二段階での消費税率引き上げに伴う企業負担の軽減

内税方式・外税方式の変更を安易に行わないなど税率引き上げに伴う企業負担について考慮すべき。

(2)消費税(2020年度まで)

①消費税率を少なくとも15%まで引き上げ

社会保障制度の中長期的な維持のために、消費税率を2020年度までに少なくとも15%まで引き上げることは避けられないと考える。

②軽減税率導入の検討

消費税率を15%超に引き上げる際には、軽減税率導入を検討すべきである。ただし、その導入については、給付付き税額控除制度と十分比較したうえで、どちらか一方の実施を検討すべきである。

③インボイス方式の導入

軽減税率の導入と合わせて、消費税制度の透明性・公平性の観点から、インボイス方式の導入を検討すべきである。

④基礎年金の消費税を中心とした全額税方式への段階的な移行

現行の賦課方式(世代間扶養)による年金制度は、持続可能性がなく抜本改革が必要である。消費税率を少なくとも15%まで引き上げることを前提に、基礎年金は消費税を中心とした全額税方式へ段階的に移行すべきである。

2. 産業空洞化の防止と成長力の創出・強化を支える税制改正

(1)法人課税(国税・2013年度改正)

①投資減税の導入・投資促進に係る租税特別措置の恒久化

環境・エネルギー技術などの成長力の創出・強化に資する国内設備投資、国内での生産拠点の分散化をはかり、サプライチェーンの海外流出の防止に資する設備投資などに対しては、これを促進する税額控除措置を導入すべきである。

②研究開発に係る租税特別措置の恒久化

2012年度税制改正において、試験研究費に係る税額控除の適用期間が2年間延長されたが、延長ではなく恒久化を検討すべきである。

③連結納税制度の見直し

連結納税制度の対象範囲は、主

要各国を参考にわが国でも拡大すべきである。

④受取配当金の全額益金不算入と負債利子控除の撤廃

二重課税排除の観点から受取配当金は全額益金不算入とし、負債利子控除は廃止すべきである。

⑤欠損金の繰り戻し還付

中小企業に限定している欠損金の繰り戻し還付は、大企業を含むすべての企業に適用すべきである。

(2)法人課税(地方税)

①地方法人二税(法人住民税・法人事業税)の見直し

法人実効税率引き下げのため、消費税率引き上げを前提に地方法人二税は縮減のうえ、超過課税を廃止すべきである。

②償却資産に係る固定資産税の廃止

法人課税との二重負担および課税の公平性の観点からも廃止すべき。

③事業所税の廃止

固定資産税との二重負担の問題もあり、廃止すべきである。

(3)法人課税(国税・地方税・2020年度まで)

日本企業の国際的なイコールフットィング確保のため、法人実効税率については、投資減税措置などとも合わせて、遅くとも2020年までにアジア主要国並みの水準(約20%)にまで段階的に引き下げるべきである。

(4)国際課税

①移転価格税制の見直し

企業と税務当局との見解の相違による追徴課税がいまだに発生しており、具体的な統一見解が明示されることを引き続き求める。

②租税条約締結の推進

安心かつ確実なグローバルビジネス環境の整備に向け、租税条約の締結の一層の推進をはかるべきである。

3. 内需拡大・経済活性化を支える税制改正

(1)住宅取得に係る諸課税の簡素化、改修工事に対する税制優遇拡大

不動産取得税、登録免許税、印紙税、消費税などの整理・簡素化を行うべきである。防災・減災に寄与する改修工事については所得税額控除や固定資産税減額などの優遇措置のさらなる充実が必要である。

(2)高齢者の資産ストックの現役世代への移転促進に対する税制優遇拡大

贈与税の暦年課税における非課税枠のさらなる拡大、教育資金を目的とする別枠の非課税枠を設けることも検討すべきである。

(3)金融所得課税の一体化推進

配当・株式譲渡・国内株式投資

信託の収益分配金といった金融所得の幅広い損益通算を求める。

(4)PFI事業に係る課税の特例

①インフラファンド等の民間資金活用のための税制優遇制度創設

PFI(Private Finance Initiative)事業への民間資金の活用には、インフラファンド等の資金調達方法の多様化が必要であり、民間投資を誘導するための税制上の優遇措置(金融所得課税の軽減)が必要である。

②PFI事業者による大規模修繕のための積立金制度の創設

PFI事業の対象施設は一定期間ごとに大規模修繕が必要であり、それに備えて一定期間内部留保を行う必要がある。民間事業者が公共施設の大規模修繕に円滑に対応できるように、非課税扱いとなる修繕積立金制度を創設すべきである。

(経済調査部 合志優)

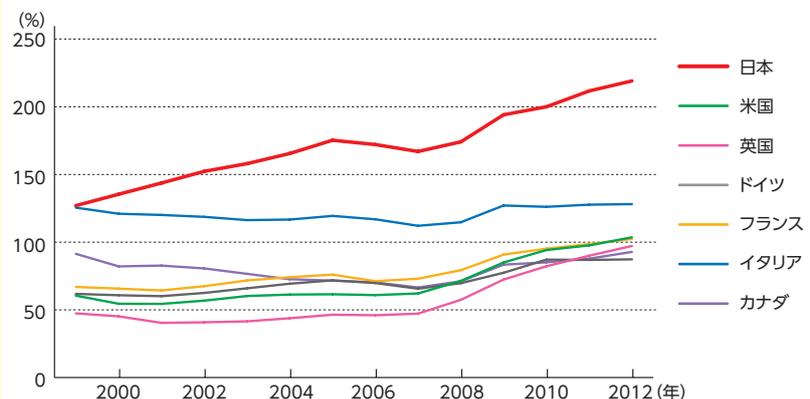
*提言全文は関係連ホームページを参照。

〈表 税の直間比率の国際比較〉

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
国税	53:47	92:8	59:41	44:57	51:49
地方税	86:14	59:41	100:0	94:6	50:50
国税+地方税	71:29	75:25	61:39	50:50	51:49

日本は2009年度実績額。諸外国は2009年の計数

〈図 債務残高の国際比較(対GDP比)〉



出所：財務省ホームページ内資料より作成